

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機の追加型式設計承認
- ② 手続根拠 : 航空法第 13 条の 2 第 1 項
- ③ 手続対象者 : 航空機の所有者等
- ④ 提出時期 : 航空法施行規則第 23 条第 2 項による。
- ⑤ 提出方法 : 追加型式設計承認申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

航空機の所在地（受検希望地）が本邦外の場合：

国土交通省航空局安全部航空機安全課

航空機の所在地（受検希望地）が静岡県、長野県、新潟県以東の場合：

東京航空局保安部運用課

航空機の所在地（受検希望地）が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合：

大阪航空局保安部運用課

- ⑥ 手数料 : 不要
- ⑦ 添付書類・部数 : 航空法施行規則第 23 条第 2 項による。
- ⑧ 申請書様式 : 追加型式設計承認申請書（航空法施行規則第 11 号の 2 様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：

国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50203)

東京航空局保安部運用課 03-5275-9321 (内線 7517)

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6229 (内線 5217)

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：

国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50203)

東京航空局保安部航空機検査官室 03-5275-9325 (内線 7584, 7585)

大阪航空局保安部航空機検査官室 06-6949-6235 (内線 5263, 5264)

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法第 10 条第 4 項（航空法施行規則第 14 条）
通達「耐空性審査要領」（昭和 41 年空検第 381 号）
- ② 標準処理期間 : 航空機の設計の変更前に申請が行われ、設計の変更と審査が並行して実施されることから、申請の内容により審査期間が大幅に異なるため、標準的な処理期間は定めることができない。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）